

軽減の見直しについて

保険料の均等割額の軽減対象が拡充されました。

- 5割軽減：43万円＋（公的年金または給与所得者合計数－1）
×10万円＋**29.5万円**（令和5年度：29万円）×（被保険者数） 以下
- 2割軽減：43万円＋（公的年金または給与所得者合計数－1）
×10万円＋**54.5万円**（令和5年度：53.5万円）×（被保険者数） 以下

令和6年4月1日以降に75歳になられた方へ

～75歳から加入の後期高齢者医療制度は、74歳まで加入していた健康保険とは別の制度です。～

口座振替での後期高齢者医療保険料のお支払いを希望される方は、登録手続きをお願いします。

後期高齢者医療保険料のお支払いは、特別徴収（年金からのお支払い）が優先されますが、特別徴収が開始されるまでの納付方法は納付書、または口座振替です。口座振替を希望される場合は、**新たに**手続きが必要です。（※江戸川区国民健康保険料を口座振替していても口座情報は引き継がれません。）

75歳の誕生月分からお支払いいただく健康保険料は、後期高齢者医療保険料です。

保険料は月ごとに「月末に属している保険」の保険料を納めていただいています。75歳の誕生月の月末は後期高齢者医療保険に該当するため、74歳まで加入していた保険の保険料の二重徴収はありません。

なお、世帯主が75歳になり後期高齢者医療制度に変わっても、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合、国民健康保険料納付通知書は引き続き納付義務者の世帯主あてに送付されます。

保険料や医療機関での一部負担金のお支払いに困ったときは

災害、その他特別な事情により生活が著しく困難になったとき、その状況により、保険料や医療費の一部負担金の支払いが減額または免除になることがあります。お早めにご相談ください。

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先

江戸川区役所
健康部
医療保険課

■保険料額・医療費について

高齢者医療係 ☎ 03-5662-1415※

■保険料の納付相談、還付・延滞金について

収 納 係 ☎ 03-5662-0795※

※お電話がかかりにくいときは… ☎ 03-3652-1151（江戸川区役所代表）

■各種手続きについては、お近くの区民課・各事務所 **保険年金係**へ

区役所区民課 ☎ 03-5662-6823

小松川事務所 ☎ 03-3683-5185

葛西事務所 ☎ 03-3688-0438

小岩事務所 ☎ 03-3657-7876

東部事務所 ☎ 03-3679-1128

鹿骨事務所 ☎ 03-3678-6116

江戸川歯つらつチェック

65歳以上の江戸川区にお住まいの方、是非毎年受けてください

年に1度は**歯科健診**

受診方法

区内の指定医療機関に
直接予約してください



指定医療機関

令和6年度

決定通知書の見かたは、
本紙中面をご覧ください。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

「令和6年度 後期高齢者医療保険料額 決定通知書」をお送りします。

保険料の決め方

- ◆東京都後期高齢者医療広域連合が決定（計算）しています。
- ◆計算のもととなる所得は、令和5年中の所得です。



区のホームページ

保険料のお支払い方法

①特別徴収 介護保険料が引かれている年金からのお支払いです。

原則、1年分の保険料を年6回でお支払い



ただし、
右記のいずれかに
あてはまる方は
「②普通徴収」と
なります。

- (1) 特別徴収対象となる年金が年額18万円未満の方
 - (2) 介護保険料と後期高齢者医療保険料の1回当たりの合算額が、特別徴収対象となる年金の1回当たりの受給額の2分の1を超える方
 - (3) 介護保険料が年金から引かれていない方
 - (4) 年度の途中で後期高齢者医療制度に加入された方
・75歳になられた方
・65歳～74歳で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられた方 など
 - (5) 年度の途中で江戸川区に転入された方
- ※(4)(5)のいずれかに該当する方は、一定期間経過後に「①特別徴収」となります。
※10月(4期)から「②普通徴収」となり「納付書払い」になる方(2)(3)のいずれかに該当)は、10月中旬と1月中旬に納付書をお送りします。

②普通徴収 「①特別徴収」以外の方は、納付書または口座振替でのお支払いです。

原則、1年分の保険料を9回に分けてお支払い



(1)納付書払い



取扱い窓口

- 金融機関
 - コンビニエンスストア
 - 区役所区民課・各事務所 保険年金係窓口
- ※スマートフォンの専用アプリでもお支払いいただけます。

右記、取扱い窓口にて納付書によりお支払いいただく方法です。
(7・10・1月の3回に分けて納付書をお送りします。)

(2)口座振替



手続き方法

金融機関の口座から自動的にお支払いいただく方法です。
(決定通知書に口座情報が記載されています。)

口座登録がお済みで無い方は、金融機関へのお申し込みが必要です。
詳しくは、高齢者医療係へお問い合わせください。

1 賦課のもととなる所得金額

前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 43 万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。（合計所得金額が 2,400 万円を超える方は、その金額によって基礎控除額が異なります。）

※参考例：収入が年金収入 170 万円のみの単身世帯

年金収入 170万円	年金控除額（注） 110万円	基礎控除額 43万円	賦課のもととなる 所得金額 17万円
---------------	-------------------	---------------	--------------------------

（注）年金控除額は年金収入額によって変わります。
（参考例は年金収入が 330 万円未満の場合の控除額です。）

★軽減について

2 被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料は次のとおりです。所得割額は、当面の間かかりません。（該当する方は、0.00%と記載されています。）

	加入から 2 年を経過する月まで	加入から 2 年経過後
均等割額	5 割 軽 減	軽 減 な し
所得割額	負 担 な し	

※低所得による均等割額の軽減(⑧の表)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

7 所得割額の軽減(都広域連合独自の軽減)

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

※所得割合が8.78%の方は、⑦で9.67%との差額を調整します。

8 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。世帯の判定は当該年度の4月1日（年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時）時点で行います。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合	軽減後の金額
43万円＋（公的年金または給与所得者の合計数※－1）×10万円 以下	7割	14,190円
43万円＋（公的年金または給与所得者の合計数※－1）×10万円 ＋29.5万円×（被保険者の数） 以下	5割	23,650円
43万円＋（公的年金または給与所得者の合計数※－1）×10万円 ＋54.5万円×（被保険者の数） 以下	2割	37,840円

※65歳以上(令和6年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除 15 万円を差し引いた額で判定します。

※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」又は「給与収入が55万円を超える」被保険者及び世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

後期高齢者医療保険料額 決定通知書の見かた

<保険料の決め方>

東京都における保険料

均等割額
被保険者1人当たり
47,300 円



所得割額
賦課のもととなる
所得金額 × 所得割合
9.67%

令和6年度の所得割合は、激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8.78%、58万円超の方は9.67%となります。なお、令和7年度は全ての方の所得割合は9.67%となります。



令和6年度保険料(100円未満切捨て)
限度額 80 万円

次の方は令和6年度に限り、激変緩和措置により、賦課限度額が73万円になります。
①昭和24年3月31日以前に生まれた方
②障害の認定を受け、被保険者の資格を有している方（障害の認定を受けていた方が、令和6年4月1日以降に75歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く）

お問い合わせの際は、こちらの
「被保険者番号」を
お知らせください。

令和6年度 後期高齢者医療保険料額 決定 通知書		被保険者番号 12345678		被保険者氏名 江戸川 花子									
〒132-8501 中央1丁目4番1号		決定年月日 令和6年 7 月 日		保 険 料 額 34,800 円									
江戸川 花子 様		令和6年 7 月 日		決定(変更)理由 保険料額を決定しました									
X XXX XXX XXXXXXXXXXXX		東京都後期高齢者医療広域連合長		印									
保険料算定の基礎となる方法(①)をご覧ください)													
区 分	①賦課のもととなる 所得金額	②所得 割合	③所得割額 (①×②)	④均等割額	⑤算 出 額 (③+④)	⑥限度額を超える額	⑦所得割軽減額	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額	⑨年間保険料額 (⑤-⑥-⑦-⑧)	月 数	⑩月割減額	⑪保険料額 ※ (⑨+⑩-⑪-⑫)
	170,000	9.67%	16,439	47,300	63,739	0	5,245	5割	23,650	34,844	12	0	34,800
						区分	⑪均等割軽減額	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額	⑬年間保険料額 (⑨-⑫)	月 数	⑭月割減額	※100円未満切捨て
										0		0	
						⑦>の計算例 所得割軽減額 170,000×8.78%×25% = 3,732(小数点以下切り上げ) 差額調整 170,000×(9.67%-8.78%) = 1,513 計5,245 ←⑦の金額							
令和6年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼		被保険者番号 12345678		被保険者氏名 江戸川 花子									
中央1丁目4番1号		令和6年度分の後期高齢者医療保険料を 次のとおり徴収することに決定(変更)しました ので通知します。		保険料年総額 (都内他自治体分含む) 34,800 円									
江戸川 花子 様		令和6年 7 月 日		江戸川区に納付する 保険料額(A) + (B) 34,800 円									
江戸川区長		印		決定(変更)理由 年度当初賦課による後期高齢者医療保険料額決定のため									
特別徴収分の納付期割額(年金からのお支払い) 単位(円)													
区 分	1期(4月)	2期(6月)	3期(8月)	4期(10月)	5期(12月)	6期(2月)	(A)合計額						
決 定				5,800	5,800	5,800	17,400						
◆1期(4月)・2期(6月)・3期(8月)は、仮徴収としてお支払いいただく額を記載しています。													
普通徴収分の納付期割額(納付書払いまたは口座振替) 単位(円)													
区 分	1期(7月)	2期(8月)	3期(9月)	4期(10月)	5期(11月)	6期(12月)	7期(1月)	8期(2月)	9期(3月)	(B)合計額			
納 期 限	R06.07.31	R06.09.02	R06.09.30										
決 定	5,800	5,800	5,800							17,400			
◆納期限は各月末日です(金融機関が休みのときは、翌営業日)。なお、口座振替は納期限が引落日になります。◆区分に「過」の記載がある場合は、お支払いいただく年度が過ぎて保険料額が決定した分です。													

◆納付方法◆ 3種類のお支払い方法があります

- 年金からのお支払い（原則年6回でのお支払い）
「特別徴収義務者」「特別徴収対象年金」欄に記載のある年金からのお支払い。
- 納付書払い（原則年9回でのお支払い）
今回の決定通知書に納付書（1～3期分）を同封しています。
残りの納付書は、10月中旬と1月中旬にお送りします。
- 口座振替（原則年9回でのお支払い）
「普通徴収分口座情報」欄に記載のある口座からの引き落としによるお支払い。

◆江戸川区に納付する保険料額◆ (A) + (B)

(A) 特別徴収分の保険料
年金から支払う保険料 + (B) 普通徴収分の保険料
納付書または口座振替
で支払う保険料